



# 島根県報

平成22年 1月19日 (火)

第 2,154 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障害者福祉課)	2
保安林の指定の解除	(森林整備課)	2
保安林の指定施業要件の変更 (2件)	(       "       )	2
指定漁船調書の縦覧	(水産課)	3

**【公 告】**

島根県立宍道湖自然館の指定管理者の指定	(水産課)	4
都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課)	4

**【特定調達公告】**

島根県立松江工業高等学校FMS購入に係る一般競争入札の実施	(教育施設課)	4
-------------------------------	---------	---

**告 示****島根県告示第36号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成22年 1月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
浜田市国民健康保険弥栄診療所	浜田市弥栄町木都賀イ530-1	精神通院医療	平成22年 1月 1日
えんや薬局	出雲市塩冶有原町4丁目63	育成医療	平成22年 1月 1日
		更生医療	
		精神通院医療	

**島根県告示第37号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 1月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市金城町小国イ866-9からイ866-12まで、イ867-14からイ867-17まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**島根県告示第38号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成22年 1月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。  
昭和62年8月27日農林水産省告示第1212号、昭和62年12月12日農林水産省告示第1549号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供す

る。)

### 島根県告示第39号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成22年 1月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成10年 3月23日農林水産省告示第447号、平成10年 3月23日農林水産省告示第455号、平成10年 3月23日農林水産省告示第459号、平成10年 5月19日農林水産省告示第779号

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第40号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年 1月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

出雲市多伎町口田儀60 石飛 正

出雲市多伎町口田儀373-28 石飛 潔

出雲市多伎町久村1816-3 森山正康

(2) 加入区

多伎町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

- 2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

**公 告**

島根県立宍道湖自然館条例（平成12年島根県条例第60号）第6条の規定により指定管理者を指定したので、次のとおり公告する。

平成22年 1月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
島根県立宍道湖自然館
- 2 指定管理者  
出雲市園町1664番地2 財団法人ホシザキグリーン財団
- 3 指定期間  
平成22年4月1日から5年間

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成22年 1月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
出雲都市計画駐車場
- 2 都市計画の変更の内容  
都市計画駐車場の廃止
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成22年 1月19日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名及び数量  
島根県立松江工業高等学校FMS 一式
  - (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成22年3月30日（火）
  - (4) 納入場所  
島根県松江市古志原4-1-10 島根県立松江工業高等学校

## (5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

## 2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「1 文具・事務用機器類」中分類「(4) 情報処理機器」かつ営業種目の大分類「4 機械器具類」中分類「(2) 工作機器」に登載されている者であること。
- (4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

## 3 入札手続等

- (1) 入札書の提出場所、契約を交わす場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階  
島根県教育庁教育施設課（電話0852-22-6602）

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成22年1月19日から平成22年1月28日午後5時までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、閲覧（ダウンロード）を希望する者は、本公告掲載のホームページの入札説明書閲覧申請書に必要事項を記入・押印の上、ファクシミリで上記の部局へ送付すること。

- (3) 入札書の提出期限等

## ア 日時

平成22年2月4日（木）午前10時まで（郵便入札にあっては、平成22年2月4日（木）午前9時必着）

## イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室（郵便入札にあっては、3(1)の場所）

- (4) 開札の日時及び場所

## ア 日時

平成22年2月4日（木）午前10時から

## イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

## 4 その他

- (1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当

する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に平成22年1月29日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度として行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied :

Details : A complete set of flexible-manufacturing-system

Desired Date of Delivery : 30 March 2010

Place of Delivery :

Shimane Prefectural Matsuekogyo High School

4-1-10 Koshibara, Matsue-shi, Shimane-ken

(2) Deadline for Tender :

10:00 a.m. 4 February 2010

(Applications by mail must arrive at the Office above by 9:00 a.m. 4 February 2010)

(3) Please tender all information to :

C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

Telephone : 0852-22-6602